

判決年月日	平成 2 5 年 3 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）10278号		
○発明の名称を「換気扇フィルター及びその製造方法」とする発明について，引用発明及び本件特許出願前周知の事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができるとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

1 原告らは、発明の名称を「換気扇フィルター及びその製造方法」とする特許第 3 5 6 1 8 9 9 号（本件特許）の特許権者である。被告が、本件特許の無効審判請求（無効 2 0 0 9 － 8 0 0 0 7 0 号事件）をしたところ、特許庁は、本件特許の請求項 1 ～ 4 に係る発明についての特許を無効とする旨の審決をしたが、原告らがこれに対して審決取消訴訟（当庁平成 2 2 年（行ケ）第 1 0 0 7 5 号事件）を提起したところ、同裁判所は、上記審決を取り消す判決をした。取消判決確定後、特許庁は、上記審判請求事件について、職権による無効理由通知をした上、本件特許の請求項 1 ～ 4 に係る発明についての特許を無効とする審決をしたが、原告らがこれに対して審決取消訴訟を提起するとともに、訂正審判を請求したところ、知的財産高等裁判所は、審決を取り消す旨の決定をした。上記決定確定後、特許庁は、上記審判請求事件について、平成 2 4 年 6 月 2 2 日、訂正を認め、本件特許の請求項 1 ～ 4 に係る発明についての特許を無効とする審決をした。本件は、原告らが、その審決取消を求めた事案である。

審決は、本件各発明は、本件特許出願前に公開された引用例記載の発明及び本件特許出願前周知の事項により当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 2 9 条 2 項の規定により特許を受けることができないというものである。

2 裁判所の判断

裁判所は、概要、次のように判示して、審決を取り消した。

ア 本件発明 1 は、金属製フィルター枠と不織布製フィルター材とが接着剤で接着され、不織布製フィルター材が汚れた場合、不織布製フィルター材と共に金属製フィルター材を廃棄して新しい換気扇フィルターと交換する全部廃棄タイプの換気扇フィルターにおいて、通常の状態では強固に接着されているが、使用後は容易に両者を分別し得るようにして、素材毎に分離して廃棄することを可能することを解決課題とし、全部廃棄タイプの換気扇フィルターにおいて、通常の状態では強固に接着させるが、水に浸漬すれば接着力が低下し、容易に金属製フィルター枠と不織布製フィルター材とを分別し得る皮膜形成性重合体を含む水性エマルジョン系接着剤を用いることを解決手段とした発明であることが認められる。

イ 一方、引用例 1 記載の発明 A は、「『不織布 2 1 およびフィルタ本体 2 2 からなる交換用フィルタ 2 3』の交換時期になったとき、『不織布 2 1 およびフィルタ本体 2 2 からなる交換用フィルタ 2 3』のみを交換してこれを廃棄するタイプ」であるから、フィルター材交

換タイプであって、このフィルター材交換タイプにおいて、交換用フィルタを換気扇又はレンジフードに取付けた状態では、汚れの付着状態を正確に判定するのが困難であるということを解決課題とし、フィルタ本体の所定位置に、使用状態に応じて目視による識別性が変わる不織布２１（インジケータ）を設けることを解決手段とした発明であるといえることができる。

ウ 上記ア、イからすると、発明Ａは、フィルター材のみを廃棄するフィルター材交換タイプの換気扇フィルターであって、フィルター材とフィルター枠を共に廃棄する全部廃棄タイプの本件発明１とはタイプが異なる上、両発明は、解決課題及びその解決手段も全く異なるものである。そして、発明Ａは、フィルター材交換タイプの換気扇フィルターについて、交換用フィルタの交換時期になったとき、フィルタ本体の汚れの程度を、フィルタを通気口から取り外すことなく簡単に判定することができることを特徴とするものであって、引用例１の記載からしても、これに接した当業者が、発明Ａのフィルター材交換タイプを本件発明１の全部廃棄タイプに変更しようとする動機付けや示唆を得るとはいえない。また、フィルター材交換タイプの換気扇フィルターである発明Ａにおいて、全部廃棄タイプの換気扇フィルターである本件発明１が解決課題としている「通常の状態では強固に接着されているが、使用後は容易に両者を分別し得るようにして、素材毎に分離して廃棄することを可能すること」と同様の解決課題が当然に存在するともいえない。

そうすると、全部廃棄タイプの換気扇フィルターを使用することが周知の事項であって（この点は原告らも争わない。）、物品を分別（分離）して廃棄すること自体、日常生活において普通に行われていることであつたとしても、本件発明１は、発明Ａ及び上記周知の事項から容易に想到し得るものとはいえないし、使用した後、廃棄する際に、水に浸漬すれば、金属製フィルター枠と不織布製フィルター材とを手指で容易に剥離することができ、金属と不織布とを分別廃棄することができるという本件発明１の作用効果は、発明Ａの及び上記周知の事項から容易に予測できるものともいえない。

したがって、発明Ａについて、全部廃棄タイプの換気扇フィルターにすることは、当業者であれば容易になし得ることであり、その際、不織布製フィルター材と金属製フィルター枠を分離することができる全部廃棄タイプの換気扇フィルターとし、不織布製フィルター材と金属製フィルター枠を分離（分別）して廃棄することは、当業者であれば適宜行う設計事項であるといえることができるとした審決の判断は誤りであり、これを前提とした本件発明１に関する容易想到性の判断も誤りである。

以上のとおり、本件発明１についての特許を無効とした審決には誤りがある。また、同様の理由により、本件発明２ないし４についての発明についての特許を無効とした審決には誤りがある。これらの誤りは、審決の結論に影響を及ぼすから、審決は違法として取り消されるべきである。